

## 第4編

# 安心・快適で、 地域の多様性を活かしたまち

豊かな自然や歴史的景観などの恵まれた財産や交通の要衝としてのポテンシャルを活かした持続可能な社会の実現を目指し、快適に暮らせるまちづくりを市民とともにすすめます。

また、都市の防災機能を強化するとともに、環境にやさしく安全で利便な都市型交通網を整備し、首都圏西部の中核的都市にふさわしい都市機能の拡充をはかります。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

## 第4編の内容

### 第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

#### 第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

第1節（施策27） 計画的なまちづくり

第2節（施策28） 誰もが快適なまちづくり

#### 第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

第1節（施策29） 災害に強いまちづくり

第2節（施策30） 防災体制の充実

第3節（施策31） 防犯体制の充実

#### 第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり

第1節（施策32） 交通環境の充実

第2節（施策33） 安全・快適な道路環境の整備

第3節（施策34） 都市間交通網の整備促進

第4節（施策35） 公共交通の充実

# 計画的なまちづくり

## 目指す姿

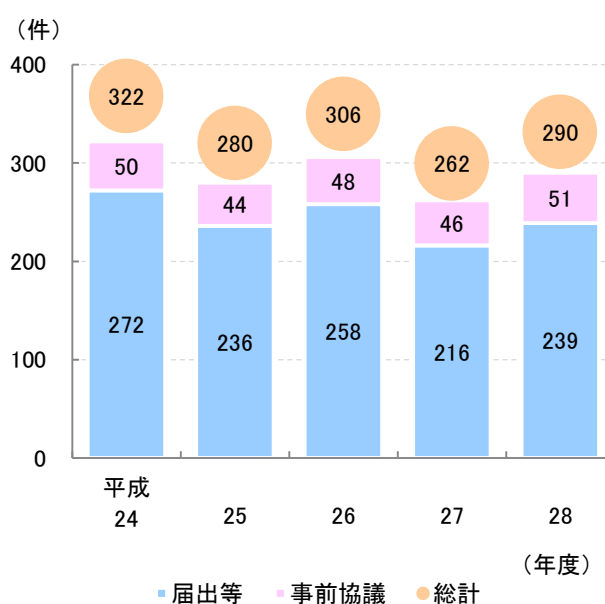
豊かな自然や歴史的景観などの地域の多様性を活かしたまちづくりがすすめられ、まちのにぎわいが創出されています。

## 現状・課題

- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、誰もが快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指し、長期的な視点で居住と都市機能の誘導のあり方について考えていく必要があります。
- まちづくり方針に基づき、JR八王子駅を中心に新たなにぎわいを創出するまちづくりを推進しています。主要駅周辺のまちのにぎわいを創出するため、さらなる取組が求められています。
- 市民の主体的なまちづくりを推進するため、「地区まちづくり推進条例」に基づき、地区まちづくり協議会などの活動を支援しています。
- 市街化調整区域では、自然環境や営農環境の保全及び地域活力の向上が求められています。
- 良好な住環境を確保するため、土地区画整理事業をすすめていく必要があります。
- 屋外広告物の許可などの権限を景観計画と連携させた制度づくりに活かして、潤いと風格を感じる魅力あるまちづくりを推進しています。
- 市内にある国・都の未利用地などについては、まちづくりの視点に立った利活用が求められています。

## データ

■景観に関する届出件数



## 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、景観計画、地区まちづくり推進条例、市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例、景観条例、屋外広告物条例 など

## 5 年間（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市街化調整区域の集落における住民主体のまちづくりを支援
- 旭町・明神町地区周辺のまちづくりを推進
- 打越土地区画整理事業を完了
- 高尾駅北口地区の屋外広告物地域ルールを策定し、良好な景観形成に向けた取組を推進
- 八王子医療刑務所移転後用地活用計画を策定し、八王子駅南口における集いの拠点づくりを推進

## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

### 1 持続可能なまちづくり

- 高齢化の進展や人口減少など社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりを計画的にすすめます。

### 2 地域拠点の整備

- 地域の日常生活やコミュニティを支えていくため、それぞれの特性を活かした地域拠点の整備を計画的にすすめます。

### 3 主要駅周辺の整備

- 駅前のにぎわいを創出するため、誰もが利用しやすく往来しやすい駅周辺の整備を行います。
- J R 八王子駅と京王八王子駅周辺の一体整備をすすめます。

### 4 まちなみ整備の推進

- 地域の特性を活かす地区まちづくりを推進し、市民のまちづくりへの主体的な取組を促進します。
- 市街化調整区域について、保全を原則とした適正な土地利用の規制・誘導を行うとともに、調整区域内の沿道集落地区においては新たな土地利用制度を活用し、地域活力の向上に取り組みます。
- 土地区画整理事業を着実にすすめ、市民の生活環境の改善に努めます。

### 5 都市景観の推進

- 魅力ある都市景観の創造や保全のため、市民・事業者・市の協働により良好な景観を形成していきます。

### 6 国・都の未利用地等の活用

- まちづくりの核となる国・都の未利用地等について、地域の活力と魅力を創出するための利活用をはかります。



#### 行政の役割

- ◇ 地域の特性を活かした拠点の整備
- ◇ 駅周辺の整備
- ◇ 適正な土地利用の推進
- ◇ 協働による魅力ある都市景観の形成



#### 市民への期待

- ◇ 住んでいる地域を歩き地域を知る
- ◇ 地域に興味を持ちまちづくりや景観セミナーに参加する
- ◇ 八王子市域を巡り八王子市を知る
- ◇ まちづくりについて提案する

## 目標設定

| 施策に対する指標       | 策定時の値               | 現状値                 | 目標値                   |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
|                |                     |                     | 平成 34 年度<br>(2022 年度) |
| 八王子の景観への市民評価度  | 37.2%<br>(平成 23 年度) | 48.7%<br>(平成 28 年度) | 60%                   |
| 住み続けたいと思う市民の割合 | 88.9%<br>(平成 23 年度) | 87.5%<br>(平成 28 年度) | 92%                   |

景観に配慮したまちづくりへの取組の度合いをはかる指標です。5 人に 3 人の方が景観の良好さを実感できることを目標とします。

市民の定住意向割合から、計画的なまちづくりにより暮らしやすい地域づくりが行われている度合いをはかる指標です。10 人に 9 人を超える方が住み続けたいと思っていることを目標とします。

## 目指す姿

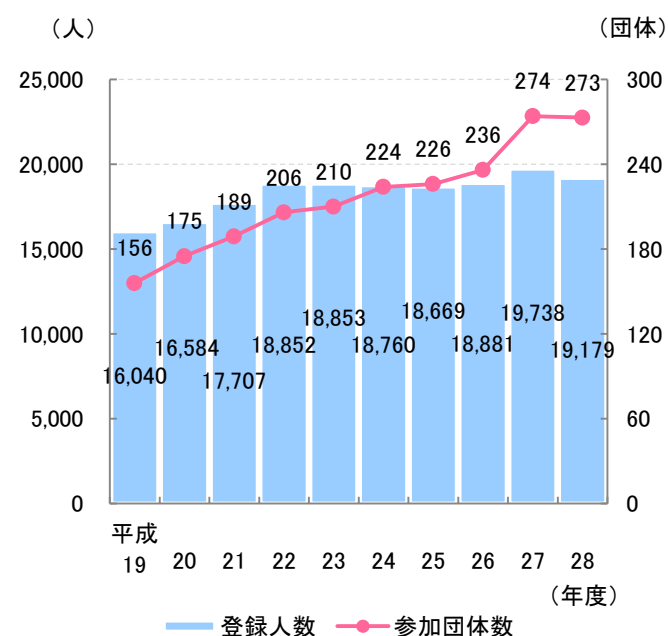
身近にみどりを感じられ、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりが推進されるとともに、快適に暮らすことができる生活環境となっています。

### 現状・課題

- 公共施設や駅などはバリアフリー化がすすんでいます。歩道や住宅などのバリアフリー化はまだ十分であるとは言えません。誰もが安心・快適に暮らせるよう、さらなる取組が求められています。
- 「緑化条例」に基づいて、一定規模以上の開発・建築を行う場合は事業区域内の緑化を義務付けています。今後、みどり豊かな市街地を形成していくために、さらなる取組が求められています。
- 住宅の空き家が増加し良好な居住環境を阻害するおそれがあることから、適正管理と利活用両面からの対策が求められています。
- 高齢者などの住宅確保要配慮者は今後増加する見込みであることから、住まいの安定確保に向けた取組が必要です。
- 公園・緑地の整備がすすみ、市民の憩いの場は増えていますが、公園・広場が少ない地域への整備が求められています。
- 地域住民が公園の維持管理を行うなど、公園が地域住民をつなぐコミュニティの場となる取組が求められています。

### データ

公園アドプト団体数と参加人数



### 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、住宅マスタープラン、緑化条例、都市公園条例 など

### 5か年（平成25～29年度）の主な取組

- こども科学館・大横保健福祉センター周辺施設を一体整備
- 居住環境整備補助金制度を運営
- 市営中野団地を建替
- 富士森公園整備に着手
- 公園アドプト制度を推進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 誰もが公共施設を安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを計画的にすすめます。
- 民間施設に対して、誰もが安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

2 都市緑化の推進

- 市街地開発事業や広場の整備にあわせ公園・緑地を計画的に配置し、また、道路においては街路樹の植栽をすすめ適正な維持管理に取り組みます。
- 住宅地のみどりを確保するため、生け垣造成などを支援するとともに、公共施設の屋上などの緑化を推進します。
- 開発事業者に対しては、自発的な緑化の取組をさらに啓発していくとともに、みどり豊かなまちなみを形成するため、環境に配慮した適正な指導を行います。
- 全国都市緑化フェアの開催成果を継承し、花とみどりのまちづくりを展開します。

3 快適な居住環境の整備

- 住宅のバリアフリー化を推進するなど、誰もが安心して快適に暮ることができる住宅・居住環境の整備に取り組みます。
- 戸建て住宅のほか、分譲マンション・民間賃貸住宅などの既存の住宅ストックを十分に活用するための取組をすすめます。
- 空き家について、データベースを活用し、住宅以外の用途も含めた利活用をはかります。
- 市営住宅の適切な管理運営を行うとともに、民間賃貸住宅も含めた重層的な住宅セーフティネットの構築をすすめます。

4 公園・緑地の整備・維持管理

- 身近にみどりを感じられる憩いの場として、公園・緑地の整備をすすめます。
- コミュニティの活性化につながる地域住民との協働による公園づくりをすすめます。



行政の役割

- ◇ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ◇公共施設と民有地の緑化の推進
- ◇快適な居住空間の整備
- ◇公園・緑地の整備と公園アドプト制度の推進



市民への期待

- ◇自宅のみどりを大事にする
- ◇公園などの施設に出掛け、みどりに親しむ
- ◇公園アドプトや緑化推進活動に参加する
- ◇事業所内や周辺のみどりを大事にする（事業者）

目標設定

| 施策に対する指標                                                                              | 策定時の値              | 現状値                | 目標値                |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                                                                                       |                    |                    | 平成34年度<br>(2022年度) |
| 市民1人当たりの都市公園面積                                                                        | 11.48㎡<br>(平成23年度) | 12.16㎡<br>(平成28年度) | 12.5㎡              |
| 市民が身近にみどりを感じられるまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。都市公園などの整備については地域の偏りがないよう努め、面積の増加を目指します。           |                    |                    |                    |
| 誰もが安全で快適に暮らせるまちになっていると感じている市民の割合                                                      | 22.7%<br>(平成22年度)  | 34.9%<br>(平成28年度)  | 40%                |
| ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。誰もが安全で快適に暮らせる生活環境や移動環境になっていることを実感できる市民の増加を目指します。 |                    |                    |                    |

## 目指す姿

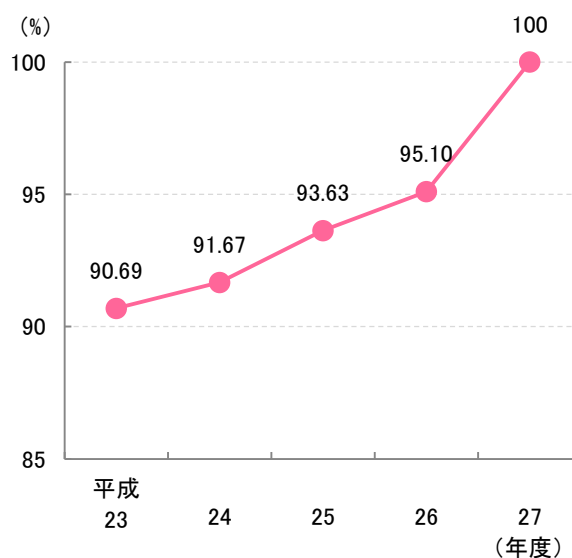
災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。

### 現状・課題

- 火災の被害を最小限にとどめるために、延焼を防ぐ都市基盤の整備が必要です。
- 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、災害時用トイレなどの防災機能を備えた都市公園の整備をすすめています。
- 豪雨時の河川の氾濫で発生する洪水などに対する治水対策が求められています。
- 斜面地などの開発は、集中豪雨の際に家屋倒壊などにつながる恐れがあります。
- 公共建築物の耐震化がすすみ、民間建築物の耐震化にも取り組んでいます。民間建築物所有者へのさらなる働きかけや支援が必要です。
- 地震への備えとして、上下水道・ガスなどのライフラインの耐震化をすすめることが重要です。
- 市施設は防災拠点としての役割を担っており、さらに機能強化が求められています。

### データ

■市施設耐震化率（学校を除く）



※延床面積 100 ㎡以上の市施設

### 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、地域防災計画、水循環計画、耐震改修促進計画 など

### 5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 木造住宅耐震改修補助金を充実
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進
- 分譲マンションの耐震化を促進
- 下水道管路の耐震化を推進





# 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

## 1 都市基盤整備の推進

- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備により、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備を推進します。
- 災害時の避難場所や応急対策活動の拠点となる防災機能を備えた都市公園の整備をすすめます。
- 洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組みます。
- 土砂災害の防止に向け、斜面緑地や森林の保全に努めるとともに、開発許可権限を活かして、より地域の実状に合った審査を行い、無秩序な開発の抑制をはかります。
- 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区に救援物資などを輸送するための拠点整備をすすめます。

## 2 都市の防災機能の向上

- 震災時に重要な役割を果たす緊急輸送道路が沿道建築物の倒壊により通行できなくなることを防ぐため、沿道建築物の耐震化をすすめます。
- 震災に備え、ライフラインの耐震化をすすめるとともに、民間建築物の耐震化を促進します。
- 倒壊による被害を軽減するためのブロック塀の生け垣化や延焼を防ぐための防火水槽の整備を推進します。
- 災害時に必要な施設や資機材などの整備を計画的に推進し、防災拠点機能を強化します。
- 新たな消防施設の設置により、防災機能の強化をはかります。



### 行政の役割

- ◇ 災害に強い都市基盤の整備
- ◇ ライフラインや民間建築物の耐震化の促進
- ◇ 市民の減災に向けた取組の促進
- ◇ 市施設の防災拠点の機能強化



### 市民への期待

- ◇ 自宅の耐震度を知る
- ◇ 土砂災害や浸水など周囲における危険性を知る

## 目標設定

| 施策に対する指標                                                                                                                                         | 策定時の値               | 現状値                 | 目標値                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
|                                                                                                                                                  |                     |                     | 平成 34 年度<br>(2022 年度) |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率                                                                                                                               | 81.7%<br>(平成 24 年度) | 89.6%<br>(平成 28 年度) | 96.6%                 |
| 災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。都が指定した「特定緊急輸送道路」沿道の建築物（道路幅員のおおむね 2 分の 1 以上の高さの建築物）の耐震化率を平成 37 年度末（2025 年度末）までに 100%とすることを目標とし、5 年間で 7 ポイントの増加を目指します。 |                     |                     |                       |
| 下水道の耐震化率                                                                                                                                         | 34%<br>(平成 24 年度)   | 67.9%<br>(平成 28 年度) | 100%                  |
| 災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。防災拠点から下水処理場までの管路などを「重要な管路」と位置づけ、全ての「重要な管路」約 415km を耐震化することを目標とします。                                                   |                     |                     |                       |

### ■ 特定緊急輸送道路図





# 防災体制の充実

## 目指す姿

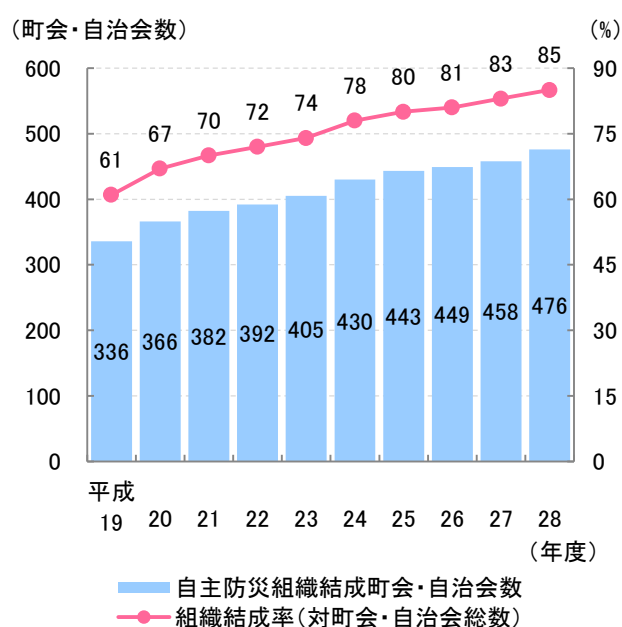
市民が高い防災意識を持ち、地域による防災体制が充実しています。また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興の仕組みが整っています。

## 現状・課題

- 市民一人ひとりの災害に対する備えや意識の高まりにより、市の自主防災組織の結成率は、84.7%（平成28年度）になっています。防災力をより高めていくためにも、さらに自助・共助の体制を推進することが重要です。
- 大地震など大規模災害発生時には、災害情報が得づらい状況が発生することから、防災無線をはじめとした災害情報の伝達手段のさらなる拡充が求められています。
- 広域的な災害発生時には、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援の受け入れが重要となることから、受援体制の構築が必要です。
- 災害時における被災者支援を迅速かつ効率的に行い、都市や生活の一刻も早い復旧・復興を円滑に行う必要があります。災害時における迅速な復旧・復興に向けて、手順を整理したマニュアルを策定・活用し復興訓練に取り組んでいます。
- 大地震など大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物の処理が課題となるため、計画に基づいた災害廃棄物処理体制の充実をはかる必要があります。

## データ

■ 自主防災組織結成町会・自治会数及び結成率



## 関連する個別計画・条例

地域防災計画、地域福祉計画、国民保護計画、ごみ処理基本計画、災害廃棄物処理計画、消防団に関する条例、震災復興の推進に関する条例など

## 5 か年（平成25～29年度）の主な取組

- 自主防災組織の運営を支援
- 消防団の消防力を強化
- 防災行政無線スピーカーをデジタル化
- 被災者生活再建支援システムを導入
- 災害時緊急医療救護所を設置

## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

### 1 災害に対する備え

- 市民を災害から保護するため、市民や関連機関などと連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の防災活動を見直し、災害に対する備えを強化します。

### 2 自助・共助体制の充実

- 総合型の防災ガイドブックを作成・活用して防災意識の啓発をはかります。また、地域における防災訓練などを通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の向上に努めます。
- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに継続的な活動を支援します。
- 災害時の地域住民の避難誘導などを行うため、地域住民自らの防災力を高めるとともに、自主防災組織や関係機関との連携を強化します。
- 障害者手帳保持者など避難行動要支援者への避難支援を行うため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心として結成された地域支援組織と連携をすすめます。

### 3 危機管理対策

- 自然災害だけでなく鉄道などの大規模事故やテロなどの重大事件、感染症の発生などの緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制を強化します。
- 武力攻撃災害による被害を最小限にするために、市民が国民保護に関する正しい知識を身につける必要があることから、国民保護計画を市民に周知します。

### 4 防災情報の迅速な提供

- 防災メール・防災無線など多様な手段を活用し、情報伝達手段の複線化をはかることで、確実に災害情報を市民に伝達します。

### 5 関係機関等との連携強化

- 災害時の帰宅困難者対策や医療対策などを迅速に行うため、鉄道事業者・企業・医療機関などとの災害時協力体制を強化していきます。
- 総合防災訓練のほか、警察・消防・消防団・病院や学校などと連携した地域の防災訓練を充実します。
- 広域災害に備えるため、姉妹都市や甲州街道沿道の各市に加え遠隔地の自治体との災害時相互応援体制を構築するなど、自治体間共助を強化します。

### 6 復旧・復興体制の整備

- 震災時における迅速な復旧・復興に向けて手順を整理したマニュアルの活用と適時適切な見直しをすすめます。
- 大規模災害発生時の被災者への住宅支援や生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、被災者生活再建支援システムを活用した体制整備を行います。
- 計画に基づき実効性のある災害廃棄物処理対応マニュアルの作成・活用をはかります。



#### 行政の役割

- ◇ 災害に対する知識の普及や防災意識の啓発
- ◇ 地域防災力の向上と関係機関等との連携強化
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 迅速な復旧・復興体制の構築
- ◇ 自治体間共助体制の構築



#### 市民への期待

- ◇ 日頃から避難経路や持ち出し品の確認を行い、定期的に非常用食料や水の備蓄確認をする
- ◇ 地震の際に家具が倒れないように工夫する
- ◇ 地域の人と顔見知りになる
- ◇ 地域の防災訓練に参加する

## 目標設定

| 施策に対する指標                      | 策定時の値                     | 現状値                       | 目標値                |
|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|
|                               |                           |                           | 平成34年度<br>(2022年度) |
| 各家庭で災害時のための食料及び飲料水を備えている市民の割合 | 23.7%<br>(平成23年度)         | 24.1%<br>(平成28年度)         | 80%                |
| 1年間のうちに防災訓練に参加したことがある市民の数     | 52,046<br>人/年<br>(平成23年度) | 70,503<br>人/年<br>(平成28年度) | 118,200<br>人/年     |

災害対応で大切な「自助」の推進の度合いをはかる指標です。3日間の食料及び飲料水などを備蓄している市民の割合を8割とすることを目標とします。

地域における「共助」による防災力の向上の度合いをはかる指標です。全市民の約5人に1人の方が防災訓練を経験していることを目標とします。

# 防犯体制の充実

## 目指す姿

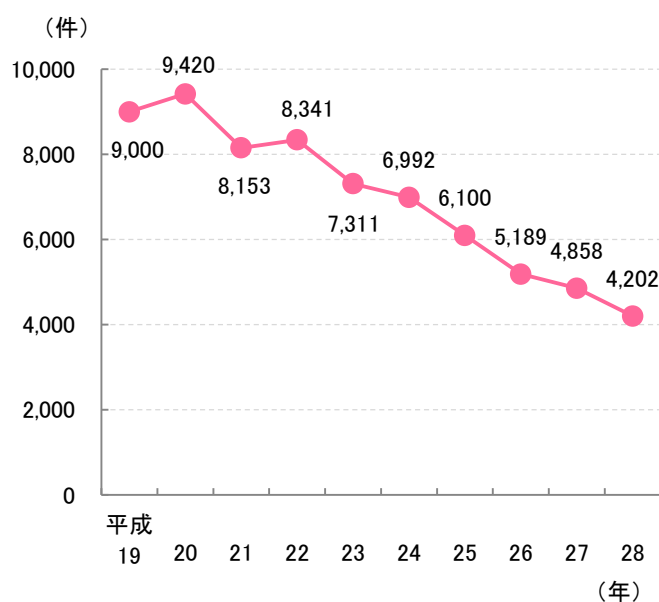
市民の防犯意識が高まり、地域による防犯活動が実施されています。また、犯罪を防ぐ対策がすすみ、市民が安全で安心した日常生活を送っています。

### 現状・課題

- 市は、市民・防犯団体・事業者・警察とともに安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。今後も振り込め詐欺や空き巣などの被害を防ぐため、防犯対策の普及・啓発が重要です。
- 市民の安全・安心な生活の確保のため、空き家の適正管理が求められています。
- 駅周辺の繁華街で行っている、しつこくつきまとう勧誘行為や客引き行為、違法な置き看板などに対するパトロールをさらに充実していく必要があります。
- 市の講習を受けた地域防犯リーダー数は、平成28年度現在906人となっています。今後も地域防犯リーダーを増やし、防犯活動の輪を広げていく必要があります。
- 多様な犯罪から身を守るためには、一人ひとりの防犯意識を高めることが求められています。
- 「暴力団排除条例」に基づき、暴力団の排除を推進しています。

### データ

■ 市内刑法犯認知件数



### 関連する個別計画・条例

安全・安心まちづくりのための防犯対策方針、暴力団排除条例、空き家の適正管理に関する条例、生活の安全・安心に関する条例 など

### 5 か年（平成25～29年度）の主な取組

- 防犯カメラ設置経費の補助制度を創設
- 空き家の適正管理に関する条例を制定し、管理不全な空き家の所有者に対する指導・勧告を実施
- 客引き行為等防止パトロールを実施
- 町会・自治会の自主防犯活動を支援
- 不審者情報・防犯情報をメールを利用して発信

## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

### 1 生活安全対策の充実

- 高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止対策を推進します。
- 住宅については、補助錠を設置するなど防犯効果を高める取組の普及・啓発を行います。
- 集合住宅や商業施設などについては、防犯に配慮した設備の設置を促進します。
- 道路や公園などの公共施設については、防犯灯や防犯カメラの設置、樹木の剪定など、地域と連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。
- 管理不全な空き家の所有者に対し、防犯・防災上の視点から、適正管理を促進します。
- 安全・安心なまちづくりをすすめるため、市民や関係機関と連携し市内全域のパトロールを強化します。

### 2 地域の防犯体制の充実

- 日頃から地域のつながりを深め、地域の防犯力を高めていく取組を充実します。
- 地域での防犯活動を推進するため、防犯協会や自主防犯組織への支援を行います。

### 3 防犯意識の向上

- 防犯情報をSNS（Twitter、Facebook）やメール配信などで迅速に提供します。
- 防犯意識の向上をはかるため、関係機関と連携し防犯講習会などを実施します。
- 防犯指導員の個別訪問によるアドバイスなど、防犯における啓発活動を実施します。

### 4 暴力団排除の推進

- 市民の安全で平穏な生活を確保するため、警察などの関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します。
- 市民の暴力団排除意識の高揚をはかるため、広報、啓発などの活動を行います。



#### 行政の役割

- ◇ 防犯効果を高める取組の普及・啓発
- ◇ 犯罪が起こりにくい環境の整備
- ◇ 地域の防犯活動の推進
- ◇ 暴力団排除に向けた活動の推進
- ◇ 関係機関との連携



#### 市民への期待

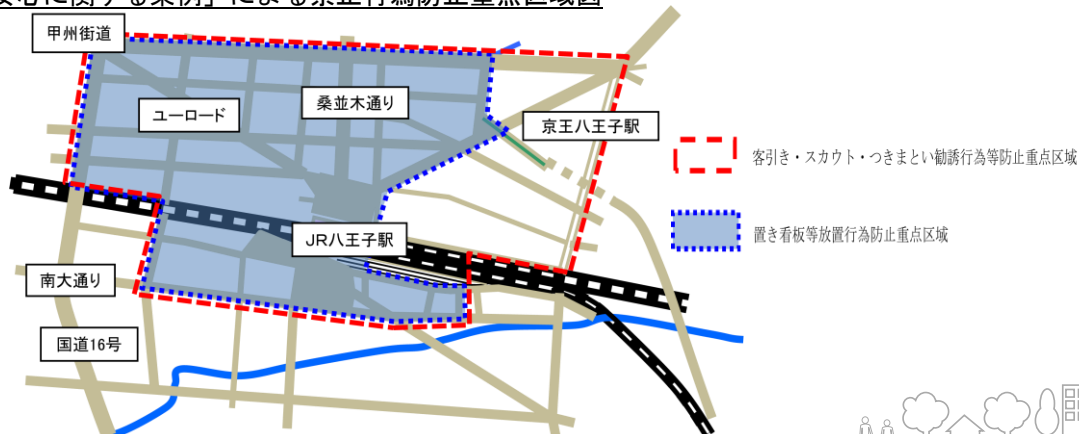
- ◇ 近所のピーポくんの家の場所を確認する
- ◇ 自宅や自転車などに確実にカギかけをする
- ◇ 市の防犯メールへ登録し防犯対策に活用する
- ◇ 地域の防犯パトロールに参加する

## 目標設定

| 施策に対する指標               | 策定時の値          | 現状値              | 目標値                |
|------------------------|----------------|------------------|--------------------|
|                        |                |                  | 平成34年度<br>(2022年度) |
| 地域防犯リーダーの数（町会等当たり平均人数） | 1人<br>(平成24年度) | 1.7人<br>(平成28年度) | 3人                 |

地域の防犯体制の充実度をはかる指標です。市の講習を受講し各地域で自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーが、全ての地域で活動できていることを目標とします。

#### 「生活の安全・安心に関する条例」による禁止行為防止重点区域図



## 目指す姿

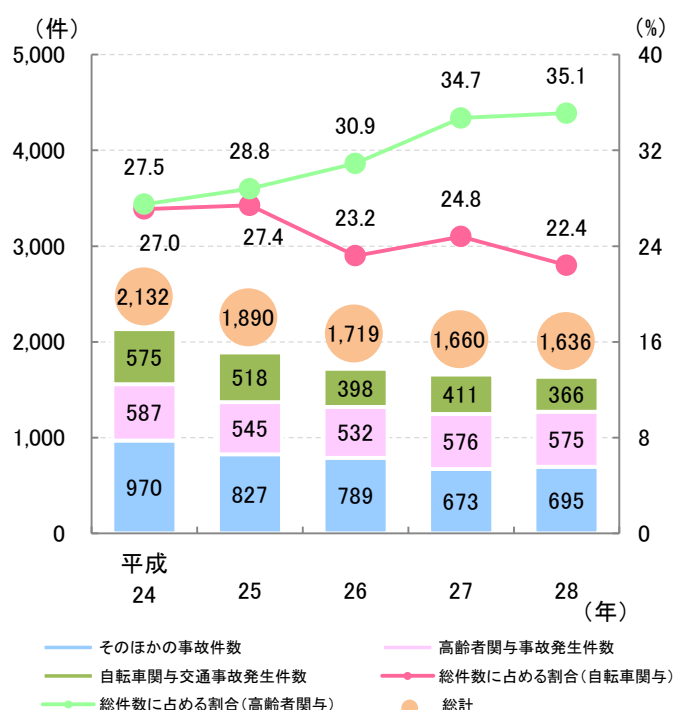
地域における交通環境が改善され、市民の利便性が向上しています。また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。

### 現状・課題

- 鉄道駅にエレベーターなどを設置し、利用環境の改善をすすめてきました。バスや自動車、歩行者が集中する主要駅においては、安心して利用できる動線の確保や円滑な乗り換えなど安全性・利便性の向上が求められています。
- 市内の交通渋滞の状況は、幹線道路の整備などにより改善されてきていますが、依然として渋滞が生じている場所があります。今後も道路の拡幅や計画的な道路の整備を行っていくとともに、公共交通の活用をはかっていくことが必要です。
- 市内の交通事故件数は減少していますが、事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は増加傾向にあります。高齢者に対するより一層の交通事故防止対策と、子どもをはじめとする交通弱者を事故から守る取組が必要です。
- 信号無視など自転車側に何らかの違反があったとされる事故の割合が平成 28 年は約 4 割になるなど、利用者のルールやマナーに課題が見られる状況となっています。

### データ

■ 交通事故件数



### 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、交通安全計画、自転車利用環境整備計画、迷惑駐車等の防止に関する条例 など

### 5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 都市計画道路の整備を推進
- マルベリーブリッジの東放射線アイロード方面への延伸を完了
- 八王子駅南口自転車駐車を整備
- 交通事故疑似体験教育を高校生・一般向けにも拡大して実施



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 交通環境の改善

- 市民が快適に移動できるよう、幹線道路などの整備を計画的にすすめます。
- 利用者の安全性や利便性を高めるため、主要駅周辺の整備をすすめ交通結節点の機能強化をはかります。

2 交通渋滞の緩和推進

- 右折レーン設置などによる交差点改良をすすめます。また、J R 中央線の連続立体化についても J R に働きかけていきます。
- 自動車から公共交通への利用転換を促進します。

3 交通安全教育の推進

- 市民一人ひとりの交通安全意識の向上をはかるため、関係機関と連携し交通安全教育を充実します。特に、高齢者や子どもが事故にあわない、起こさないための交通安全教育を推進します。
- 自転車利用者のルール遵守やマナー向上をはかるため、事故割合の多い成人層の交通安全教育も強化します。



行政の役割

- ◇ 市民が移動しやすい交通環境の整備
- ◇ 交通渋滞解消に向けた道路環境の改善
- ◇ 公共交通利用の促進
- ◇ 交通安全意識の高揚・自転車のマナーを向上させる教育の推進



市民への期待

- ◇ 交通ルール・マナーを遵守する
- ◇ 交通安全講習会に参加する
- ◇ 公共交通を利用する

目標設定

| 施策に対する指標                   | 策定時の値                      | 現状値                        | 目標値                   |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
|                            |                            |                            | 平成 34 年度<br>(2022 年度) |
| 市内の道路が渋滞なく利用できると感じている市民の割合 | 26.3%<br>(平成 22 年度)        | 26.6%<br>(平成 28 年度)        | 42%                   |
| 交通事故数                      | 2,338<br>件/年<br>(平成 23 年度) | 1,636<br>件/年<br>(平成 28 年度) | 1,500<br>件以下/年        |
| 「交通の便」の満足度                 | —                          | 46.8%<br>(平成 28 年度)        | 51%                   |

道路整備や交差点改良などによる交通環境の改善度をはかる指標です。渋滞なく利用できていると感じている市民の増加を目指します。

道路の安全対策の向上の度合いをはかる指標です。交通事故数をさらに減少させることを目指します。

市内の交通環境の満足度をはかる指標です。2 人に 1 人の方が交通の便に満足していることを目標とします。

■ 主な幹線道路の整備図



- 凡例
- 整備済
  - 未整備
  - 事業中
  - 都市計画道路以外の放射道路



# 安全・快適な道路環境の整備

## 目指す姿

生活に密着した道路では、歩行者などの安全が確保されるとともに自転車の利用が促進され、誰もが快適に移動できています。

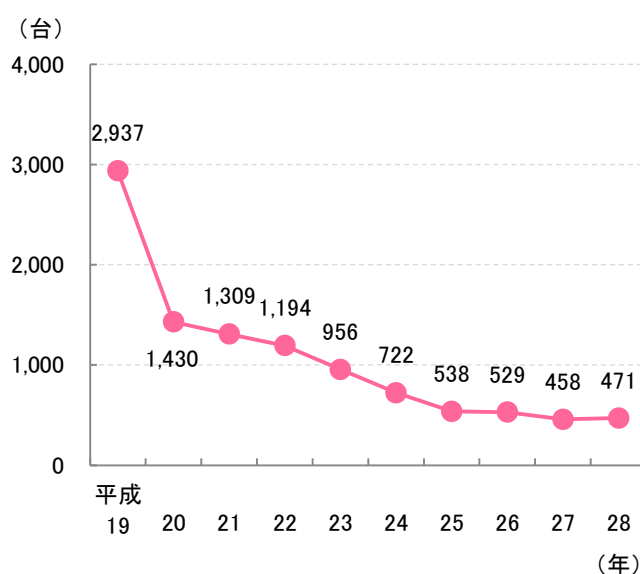
## 現状・課題

- 自転車駐車を市内の鉄道各駅に整備するとともに、放置自転車対策を実施しています。また、自転車走行空間の整備をすすめ、歩行者や自転車利用者の安全な通行環境の確保をはかっていますが、今後、自転車の利用を広げていくための利用環境の整備が求められています。
- 市内にはまだ多くの狭い道路があるため、安心して通行できる道路整備が求められています。
- 幹線道路の渋滞を回避しようと通学路などの生活道路を通過する自動車が多いことから、通学路などの安全対策が求められています。
- 地域住民などと協働して、身近な道路の維持管理を行う道路アドプト制度を推進しています。



## データ

### ■ 放置自転車等の台数



## 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、自転車利用環境整備計画、建築基準法のみなし道路の保全及び整備に関する条例など

## 5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 自転車利用環境整備計画を策定し、自転車走行空間整備の実証実験を実施
- 自転車駐車の整備と併せて放置自転車対策を推進
- 市内各所において、幹線・生活道路の整備を推進
- 橋守計画に基づく橋梁の点検・修繕を実施
- 道路アドプト制度を推進

## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

## 1 自転車交通の推進

- 環境負荷の少ない自転車の安全な利用を促進するため、走行環境や自転車駐車場の整備などを推進します。

## 2 道路の安全・快適性向上

- 安全な道路環境を確保するため、狭い道路の拡幅や交通安全施設の整備をすすめます。
- 子どもをはじめとした歩行者の安全を確保するため、各地域の実情に配慮し、通学路などの安全対策に努めます。
- 地域住民による道路アドプト制度をさらに推進します。



- ◆自転車を利用しやすい環境の整備
- ◆道路の安全確保と道路アドプト制度の推進



- ◇自転車を利用する
- ◇自転車駐車場を利用し自転車を放置しない
- ◇物を置くなど通行の妨げになることをしない
- ◇営業車などはスクールゾーンを通行しないよう配慮する（事業者）

## 目標設定

| 施策に対する指標   | 策定時の値               | 現状値                 | 目標値                   |
|------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
|            |                     |                     | 平成 34 年度<br>(2022 年度) |
| 自転車駐車場の利用率 | 83.3%<br>(平成 24 年度) | 84.5%<br>(平成 28 年度) | 90%                   |

自転車利用の普及度をはかる指標です。有料公営自転車駐車場の利用率を9割とすることを目標とします。

|        |                   |                     |     |
|--------|-------------------|---------------------|-----|
| 市道整備割合 | 83%<br>(平成 23 年度) | 83.7%<br>(平成 28 年度) | 86% |
|--------|-------------------|---------------------|-----|

市の道路の安全性・快適性の向上の度合いをはかる指標です。市の認定道路の拡幅等の整備割合を今後5か年で約2.5ポイント上昇させることを目標とします。

## ■浅川ゆったりロードマップ

※浅川ゆったりロードとは、浅川の堤防上などを利用して整備した、ゆったりと散策できる歩行者、自転車専用道路のことです。



# 都市間交通網の整備促進

## 目指す姿

首都圏南西部の交通体系の構築がはかられ、周辺都市との円滑な交通アクセスが確保されることにより、人の往来や物流が活発になっています。

### 現状・課題

- 圏央道へのアクセス道路である新滝山街道が整備され、さらに圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へのアクセスが可能になったことにより、利便性は向上しましたが、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路の整備は十分ではありません。
- 相模原市の橋本駅がリニア中央新幹線の間駅となっており、多くの利用者が見込まれます。今後本市への新たな人の流れが生み出されることが期待されています。
- 国の「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」のひとつとして、多摩都市モノレール八王子ルートが位置付けられています。

### 5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 北西部幹線道路（2 工区）の整備を推進
- 八王子西インターチェンジのフルインター化完了
- 八王子南バイパス及び日野バイパス延伸の整備を促進
- 多摩都市モノレールの整備を促進

### データ

■ 市内各駅の乗降者数（1 日平均）

| 駅名         | 平成27年   | 平成28年   |
|------------|---------|---------|
| 八王子駅       | 172,356 | 170,186 |
| 西八王子駅      | 64,172  | 64,604  |
| 高尾駅        | 58,220  | 58,142  |
| 片倉駅        | 10,426  | 10,454  |
| 八王子みなみ野駅   | 35,920  | 35,982  |
| 北八王子駅      | 17,678  | 18,196  |
| 小宮駅        | 6,360   | 6,372   |
| 京王八王子駅     | 59,083  | 58,782  |
| 北野駅        | 22,357  | 22,645  |
| 長沼駅        | 4,148   | 4,143   |
| 京王片倉駅      | 4,699   | 4,767   |
| 山田駅        | 5,152   | 5,221   |
| めじろ台駅      | 17,830  | 17,832  |
| 狭間駅        | 7,567   | 7,720   |
| 高尾駅（京王）    | 27,414  | 27,425  |
| 高尾山口駅      | 11,110  | 11,442  |
| 京王堀之内駅     | 32,047  | 32,102  |
| 南大沢駅       | 62,877  | 64,057  |
| 松が谷駅       | 2,492   | 2,486   |
| 大塚・帝京大学駅   | 7,334   | 7,192   |
| 中央大学・明星大学駅 | 35,342  | 35,461  |

### 関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン など



## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

### 1 広域・主要幹線道路の整備

- 周辺都市への道路交通の連絡性を高めるため、主要幹線道路の整備を国や都に働きかけていくとともに、地域を支える幹線道路の整備を推進します。

### 2 近隣自治体等との連携強化

- 相模原市のリニア中央新幹線中間駅開設に向け、本市に新たな人の往来や物流を創出するため、相模原市をはじめとする近隣自治体と連携体制を構築します。
- 市内交通機関の充実をはかるため、多摩都市モノレール八王子ルートの実現に向けて関係機関に働きかけていきます。



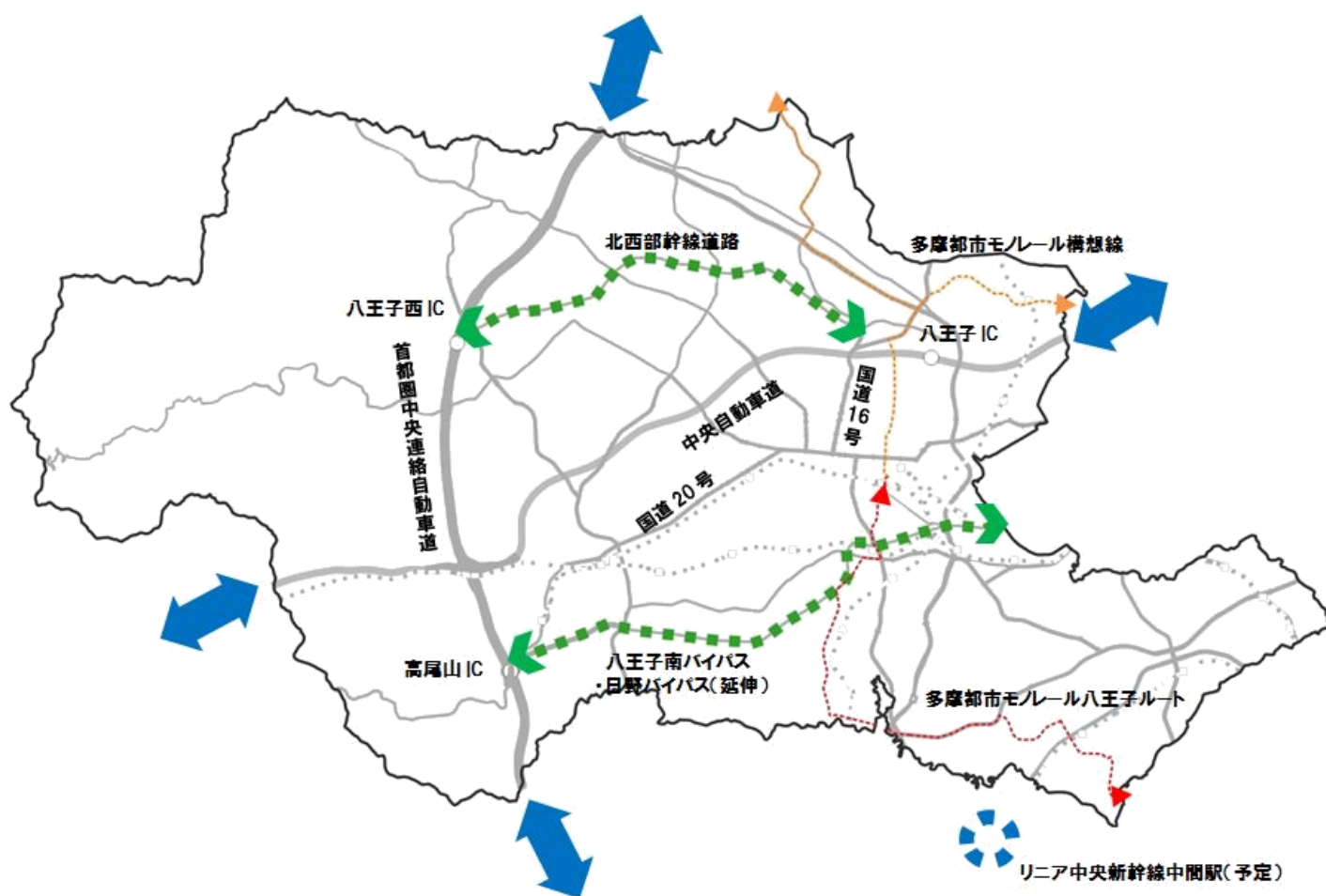
#### 行政の役割

- ◇ 広域・主要幹線道路の利便性向上に向けた取組の推進
- ◇ 新たな交通体系に備えた近隣自治体との連携強化や関係機関への働きかけ



#### 市民への期待

#### 都市間交通網の構想図





# 公共交通の充実

## 目指す姿

鉄道や路線バスなどの公共交通が定時に運行されるなど、利用者の利便性が向上しています。

### 現状・課題

- 交通渋滞などにより、路線バス運行の定時性が確保されない場合があります。
- 路線バスの系統数は増えていますが、高齢化や地域の人口減少により、移動手段の確保が困難な地域があります。
- JR線、京王線などの既存鉄道の利便性向上が求められています。

### 関連する個別計画・条例

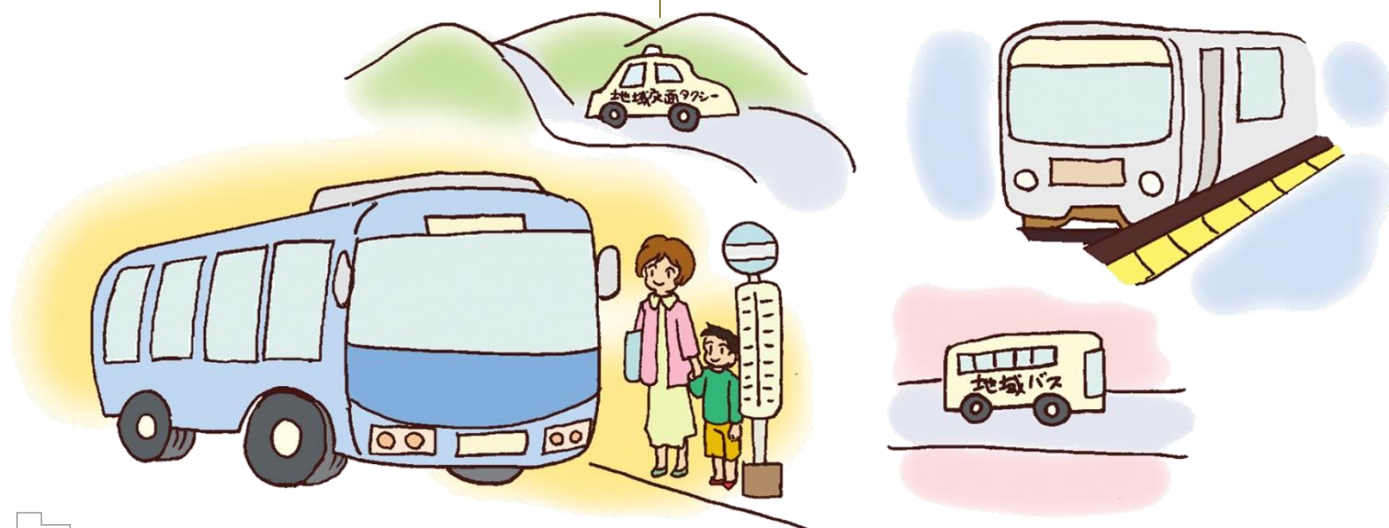
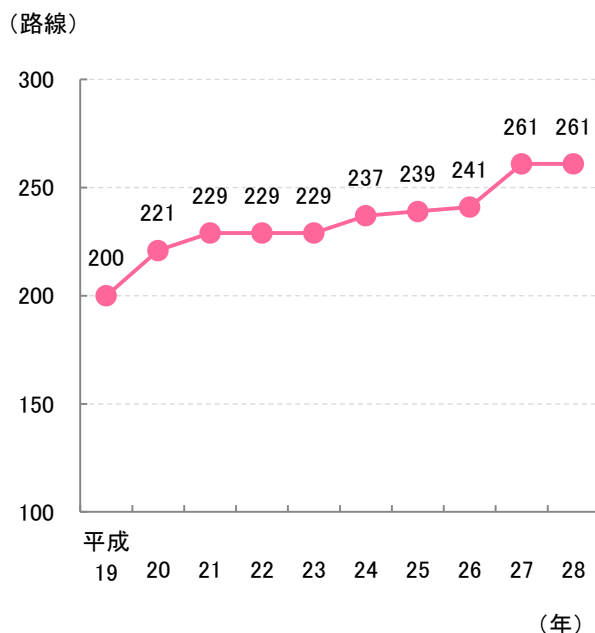
都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、公共交通計画 など

### 5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 公共交通計画を策定し、八王子市バスマップを作成
- 交通空白地域における地域交通事業を支援
- 地域循環バス「はちバス」を運行

### データ

#### 定期路線バスの路線系統数



## 施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

### 1 バス交通の充実

- バス事業者との連携を強化して、利用しやすい路線バスの環境整備をはかります。
- はちバスの運行や地域で運営されるバスなどの運行支援により、交通空白地域における移動手段の確保に努めます。

### 2 既存鉄道の利便性向上

- J R 八高線の複線化や J R 横浜線の輸送力強化などを J R に働きかけていきます。



#### 行政の役割

- ◇ バス交通に対する利便性向上に向けた取組の推進
- ◇ 既存鉄道に対する利便性向上に向けた働きかけ



#### 市民への期待

- ◇ 公共交通を積極的に利用する

## 目標設定

| 施策に対する指標     | 策定時の値               | 現状値                 | 目標値                   |
|--------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
|              |                     |                     | 平成 34 年度<br>(2022 年度) |
| 公共交通の利便性の満足度 | 50.9%<br>(平成 24 年度) | 60.1%<br>(平成 28 年度) | 67%                   |

公共交通機関の利便性をはかる指標です。3 人に 2 人の方が利用しやすいと感じていることを目標とします。

#### 公共交通網図

